資金区分	公的資金				
	財政融資資金	290	369	△ 79	△ 21.4
	地方公共団体金融機構資金	135	174	△ 39	△ 22.4
	（国の予算等貸付金）	（ 20）	（ 30）	（△ 10）	（△ 33.3）

その他同意等の見込まれる項目

1　上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

2　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

⑵　全国防災事業

（単位：億円、％）

項目		平成27年度計画額(A)	平成26年度計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一般会計債					
全国防災事業		2,397	983	1,414	143.8
総計		2,397	983	1,414	143.8
内訳	普通会計分	2,397	983	1,414	143.8
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	2,019	828	1,191	143.8
	地方公共団体金融機構資金	378	155	223	143.9

その他同意等の見込まれる項目

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年一月二十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十八年一月一日

二　登録番号　1

三　登録の更新を受けた船級協会の名称　一般財団法人日本海事協会

四　住所　東京都千代田区紀尾井町四番七号

五　代表者の氏名　上田　徹

六　検査を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
函館支部	北海道函館市元町32番22号
函館支部八戸事務所	青森県八戸市城下一丁目14番４号
東京支部	東京都港区浜松町一丁目28番２号
東京支部仙台事務所	宮城県仙台市青葉区中央四丁目７番17号
横浜支部	神奈川県横浜市中区弁天通四丁目61番１
横浜支部清水事務所	静岡県静岡市清水区江尻東二丁目１番５号
名古屋支部	愛知県名古屋市熱田区神宮二丁目２番５号
神戸支部	兵庫県西宮市産所町15番10号
岡山支部	岡山県岡山市北区幸町６番28号
尾道支部	広島県尾道市新浜一丁目４番47号
尾道支部因島事務所	広島県尾道市因島土生町1899番地
広島支部	広島県広島市中区宝町９番10号
坂出支部	香川県坂出市久米町一丁目15番10号
坂出支部高知事務所	高知県高知市本町二丁目２番34号
今治支部	愛媛県今治市片原町一丁目１番地15
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区砂津一丁目６番21号
臼杵支部	大分県臼杵市大字臼杵字洲崎72番276
長崎支部	長崎県長崎市万才町３番35号
佐世保支部	長崎県佐世保市三浦町20番19号
BUSAN OFFICE（釜山事務所）	119, Daegyo-ro, Jung-gu, Busan, REPUBLIC OF KOREA
BUSAN OFFICE SEOUL SUB-OFFICE（釜山事務所ソウル出張所）	20, Mugyo-ro, Jung-gu, Seoul, REPUBLIC OF KOREA
BUSAN OFFICE KOJE SUB-OFFICE（釜山事務所ヨジェ出張所）	c／o Daewoo Shipbuilding & Marine Engineering Co., Ltd. 122, Okpo-ro, Geoje-si, Gyeongsangnam-Do, REPUBLIC OF KOREA